

憲法改正にむけて開催される

衆議院憲法審査会

飯島 滋明(名古屋学院大学)

【1】衆議院憲法審査会の状況

いま、メディアでは「敵基地攻撃能力の保有」「5年間の防衛予算の倍増(GDP比2%超)」などの自民党の動きが紹介されています。一方、「憲法改正」の動きはそれほど報じられてはいません。ただ、実は憲法改正むけた政治は着々と、そして静かに進められています。

通常、予算委員会が開催されている間、憲法審査会は開催されないのが慣行でした。ところが2022年2月10日、自民党、公明党、日本維新の会、国民民主党の改憲4政党の意向で衆議院では憲法審査会が開催されました。その後、3月10日を除き、衆議院では毎週木曜日に憲法審査会が開催されました。ほぼ毎週の憲法審査会の開催は、憲法改正にむけた「実績づくり」となります。

2022年3月や4月、衆議院の憲法審査会では、「国会議員の任期延長」の憲法改正論議について自民党、公明党、日本維新の会、国民民主党の改憲4政党の主張はほぼ一致しています。

緊急事態条項についても自民党、日本維新の会、国民民主党は①戦争、②内乱・テロ、③自然災害、④感染症の拡大等の際に、①人権制約も含む緊急政令の発令、②財政処分を可能にする憲法改正を主張しています。

このように、衆議院憲法審査会では「国会議員の任期延長」や「緊急事態条項」について、改憲4政党で意見が固まりつつあります。

自民党は参議院選挙前までは、条文化を進めるなどの全面的な憲法改正の動きを控えています。

ただ、参議院選挙後、衆議院ではほぼ毎回憲法審査会が開催されてきたことを「実績」として、改憲4政党が「十分な議論をしてきた」「議論は尽きた」と主張し、憲法改正国民投票に持ち込む可能性があります。

2021年6月、公職選挙法の7つの項目に合わせた改憲手続法(憲法改正国民投票法)が改正されました。この改正は改憲4政党が十分な議論もしないで国会での数の力で成立させました。

2022年3月3日、衆議院憲法審査会では憲法56条1項の「出席」に関して、オンライン出席が認められるとの「とりまとめ」をしたうえで衆議院議長に提出されました。

この「とりまとめ」に関しては3月16日、憲法研究者有志82名が批判する声明を出しました。憲法研究者の批判にあるように、この「とりまとめ」も十分な議論がなされたわけではありません。たとえば疾病や妊娠している女性のオンライン出席を認めるかどうか等について議論が尽くされたわけではありません。極めて生煮えの「とりまとめ」ですが、改憲手続法でなく、憲法条文の内容について多数決で一定の結論が出されたのははじめてです。このとりまとめが今後、改憲案の作成に際して前例とされる危険性があります。

さらに4月27日、自民、公明、日本維新の会の各党などは公選法並びに3項目の改正改憲手続法案(憲法改正国民投票法)を国会に提出し、翌28日には衆議院憲法審査会で法案の趣旨説明がされました。この趣旨説明は、立憲民主党や共産党が反対する中で強行されました。「私たちは、あとやるべきは、公選法の積み残しの三項目、これをしっかりと、直ちに公選法並びの国民投票法改正をすれば、まさにいつでも十分な憲法改正の国民投票ができるという立場であります」(2022年4月14日衆議院憲法審査会日本維新の会足立康史議員発言)という立場からすれば、公選法並びに3項目の改正改憲手続法が成立すれば、いつでも憲法改正国民投票が可能とされる可能性が高まります。

こうして2月10日以降、衆議院ではほぼ毎回憲法審査会が開催されてきたことが「実績」とされ、参議院選挙後、改憲4政党が「十分な議論をしてきた」「議論は尽きた」と主張し、憲法改正国民投票に持ち込む可能性があります。いま、「静かなる憲法改正の動き」が進んでいることに警戒が必要である。

【2】参議院選挙にむけて私たちはどうすべきか

今まで紹介したように、衆議院の憲法審査会では「改憲発議」にむけた「実績づくり」が着々と進められてきました。

この点、参議院では小西洋之野党筆頭幹事を先頭とする立憲野党の国会議員の奮闘により、衆議院での「前のめり」の憲法審査会の運用に歯止めをかけています。「良識の府」としての参議院の役割

が憲法審査会では貴かれています。まずはこうした参議院の憲法審査会の議員を応援することが重要です。同時に、自民党、公明党、日本維新の会、国民民主党など改憲 4 政党の前のめりな憲法審査会の運用を批判することも重要です。そして衆議院では、奥野総一郎野党筆頭幹事や近藤昭一議員などに要望を伝え、改憲に有利な活動、改憲 4 政党に安易な妥協をした際には批判する一方、改憲阻止にむけて有益な活動をした際にはそうした対応を応援することが重要です。

参議院選挙の結果次第、具体的には自民党、公明党、日本維新の会、国民民主党の改憲 4 政党が国会の議席の 3 分の 2 以上を占める事態となれば、憲法改正が現実味を帯びます。参議院選が終われば 2025 年まで、場合によっては 3 年間、国政選挙がない可能性があります。こうしたことも考えた上で、まずは 2022 年の参議院選挙では改憲 4 政党に改憲発議に必要な 3 分の 2 以上の議席をとらせないことが必要になります。この点、自民党の麻生太郎氏などの野党分断工作に連合の芳野会長などがまんまとはまり、野党候補一本化がうまく進んでいません。ただ、自民党と公明党の関係にも不協和音が漂っており、国民民主と日本維新の会の選挙協力は決裂しました。諦める必要はありません。そして「無党派層」への働きかけがとても重要になります。特定の支持政党なしという「無党派層」は少なからず存在します。改憲 4 政党は「無党派層」への宣伝などに長けていますが、私たちも無党派層に働きかけ、今まで以上に立憲野党の議席獲得を目指す必要があります。そのためには、短く、分かりやすい言葉で「戦争できる国づくり」「市民不在の政治」をすすめる改憲 4 政党の危険性を周知させるとりくみが必要です。そして自分の意見と違う意見を述べる人に強い批判などを繰り返すのではなく、若い人の意見を取り入れ、SNS を有効に活用した「無党派層」への働きかけが必要です。

あいち総がかり行動で

『憲法って変える必要あるの?』

パンフレットを発行しました。

(A 5 サイズ フルカラー 8 頁)

まずは対話をはじめよう!

☆パンフレットご用命の際は、送料のご負担をお願いします。

カンパも大歓迎です。

☆パンフレット制作の費用や会の運営費は全て、会費と皆さまからの寄付によるものです。

☆送付先住所、担当者氏名、電話番号及びメールアドレスと必要部数を明記して下記にご注文ください。

- ①送付先
- ②部数
- ③担当者氏名
- ④電話・FAX 番号
- ⑤メールアドレス(数字アルファベットは明確に)

注文先

(FAX) 052-872-6919

カンパ、送料の振込先

ゆうちょ銀行(口座記号番号) 00260-8-91865

